

# 都区財政調整協議会幹事会設置要綱

## 第1 設 置

都区財政調整協議会の下に、幹事会を設置する。

## 第2 検討事項

幹事会は、都区財政調整協議会の命を受けて、都と特別区及び特別区相互間の財政調整の制度及び運営の合理化に関する事項について具体的な検討を行う。

## 第3 構 成

幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 東京都総務局行政部区政課長、財務局主計部財政課長、総務局行政部区政課課長代理（行政担当）、課長代理（都区財政調整担当）、課長代理（税務担当）及び課長代理（財政担当）
- 2 特別区財政担当課長会の幹事長、同副幹事長及び同幹事
- 3 前各号のほか、幹事会が指名する者

## 第4 運 営

幹事会の庶務は、東京都総務局行政部区政課及び特別区長会事務局において行う。

## 第5 その他

「退職手当標準化都区検討会設置要綱」、「義務教育施設整備費等都区検討会設置要綱」及び「人件費算定改善都区検討会設置要綱」中「制度部会」とあるのは、「幹事会」と読み替えるものとする。

## 附 則

この要綱は、昭和59年7月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成8年7月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成13年11月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年8月6日から施行する。